

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和6年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳法(以下、「住基法」という)に基づき、住民異動届等に関する住民票を作成し、住民基本台帳の整備を行うとともに、住民の居住関係の公証のため、住民票の写しの交付等を行っている。住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という)に本人確認情報を送信している。藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び住基法に基づき、以下の事務において、特定個人情報の収集および提供を行う。</p> <p>(1) 住民からの申請に基づき、住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する (2) 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 (3) 住民からの申請等により、住民票の写しを交付する(住基法第12条) (4) 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県に対する通知 (5) 地方公共団体情報システム機構(以下、機構という)への本人確認情報の照会 (6) 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (7) 転出者に転出証明書を交付する(住基法第22条第2項) (8) 本人確認情報等を住基ネットに通知する(住基法第30条の6) (9) 転出証明書情報通知を住基ネットから受領し、転入処理を行う(住基法第24条の2第7項) (10) 住民に関する事務の処理の基礎とするため、住民票に関する情報を他業務に移転する(住基法第1条) (11) 情報提供ネットワークシステムに住民票関係情報を提供する(番号法第22条) (12) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付を行う(番号法第17条) (13) 個人番号カード等を用いた本人確認</p>
③システムの名称	既存住民基本台帳システム CSコネクタ 市町村CS 団体内統合宛名システム 中間サーバ 証明交付システム 窓口業務支援システム 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル 本人確認情報ファイル 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(番号法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条第1項、第2項(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の14(市町村の条例による本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、117、118、124、129、130、132、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (情報照会) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民自治部市民窓口センター
②所属長の役職名	市民窓口センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民窓口センター 0466-23-2763
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>本市での特定個人情報ファイル取扱いにおける人手の介在は、主に届出時の受付、審査、システムへの入力に係る段階であるが、これらプロセスにおいて複数人数による点検を実施しており、入力結果はさらに別の職員のチェックを経なければ完了することができない仕組みとなっている。さらに、窓口業務支援システムを導入しシステムへの手入力を減らすことで誤入力の減少を図っている。また、入手後のプロセスにおいても、USBメモリ等デバイスは管理簿を設け、使用には管理職による許可を必要とし、常時キャビネットに保管し、システム導入端末にはデータ保存ができないよう設定し、ID、パスワードにより制御するなど対策している。これら対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本市情報セキュリティポリシーに基づく研修計画により、eラーニングによる情報セキュリティ教育を年1回全職員が必ず受講するほか、「マイナンバー制度に係る職員等の教育研修計画」に基づき、個人番号利用事務実施課を対象にした集合研修を実施し、受講者は課内へ研修内容の周知を行っている。また、新配属職員に対しては、機構や総務省が実施する机上研修の受講を義務付けている。さらに、使用部署の職員等を対象に「住基ネットセキュリティ」研修を年1回実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更備前

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月1日	表紙 個人情報のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	平成18年にセキリティマネジメントに対する第三者評価制度である情報セキュリティマネジメントシステム認証(ISO27001) /「ISMS適合性評価制度」の認証を取得し、継続して更新・維持している。 本評価書による事務の開始は令和2年1月1日からとなるため、新規に評価書を作成していません。このため、令和2年2月までは、現行評価書による運用となります。	平成18年にセキリティマネジメントに対する第三者評価制度である情報セキュリティマネジメントシステム認証(ISO27001) /「ISMS適合性評価制度」の認証を取得し、継続して更新・維持している。	事後	本評価書の運用開始に伴う変更
令和2年4月1日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 応法令上の関係	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の提供) 1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 2 1. 23. 27. 30. 31. 34. 35. 37. 38. 3 4. 42. 44. 45. 54. 57. 58. 59. 6 1. 62. 66. 67. 70. 74. 77. 80. 84. 85 02. 89. 91. 92. 94. 96. 97. 101. 10 2. 105. 106. 108. 111. 112. 113. 11 4. 116. 117. 120の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の提供) 1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 2 1. 23. 27. 30. 31. 34. 35. 37. 38. 3 4. 42. 44. 45. 54. 57. 58. 59. 61. 6 2. 66. 67. 70. 74. 77. 80. 84. 85 02. 89. 91. 92. 94. 96. 97. 101. 10 2. 105. 106. 108. 109. 111. 112. 11 3. 114. 116. 117. 120の項	事後	法改正に伴う変更
令和2年12月1日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 応法令上の関係	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の提供) 1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 2 1. 23. 27. 30. 31. 34. 35. 37. 38. 3 4. 42. 44. 45. 54. 57. 58. 59. 6 02. 89. 91. 92. 94. 96. 97. 101. 10 2. 105. 106. 108. 111. 112. 11 3. 114. 116. 117. 120の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の提供) 1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 2 1. 23. 27. 30. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 4 0. 42. 44. 45. 54. 57. 58. 59. 61. 6 2. 66. 67. 70. 74. 77. 80. 84. 85 02. 89. 91. 92. 94. 96. 97. 101. 10 2. 105. 106. 107. 108. 111. 112. 11 3. 114. 116. 117. 120の項	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和2年1月1日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における委託業務等のリスクへの対策は十分な	(新操作)作成	十分である	事前	令和4年1月より住居基本台帳業務の委託業務を開始することに伴う変更
令和2年12月1日	表紙 個人情報のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	平成18年にセキリティマネジメントに対する第三者評価制度である情報セキュリティマネジメントシステム認証(ISO27001) /「ISMS適合性評価制度」の認証を取得し、継続して更新・維持している。	(削除)	事前	令和4年3月より窓口業務支援システムを導入することに伴う変更
令和2年12月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	既存住居基本台帳システム CS3ネットワーク 市町村CS 団体連絡各署名システム 中間サーバー 証明交付システム 窓口業務支援システム	既存住居基本台帳システム CS3ネットワーク 市町村CS 団体連絡各署名システム 中間サーバー 証明交付システム 窓口業務支援システム	事前	令和4年2月より窓口業務支援システムを導入することに伴う変更
令和2年12月1日	IV リスク対策 6 特定個人情報等の提供・移転(委託)情報提供ネットワークシステムを委託し(提供を含む) 委託先へ移転が行われるリスクへの対策は十分な	(新操作)作成	十分である	事後	全項目評価書との照合を修正
令和2年12月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③業務の概要	(1) 住民からの申請に基づき、住民票を管轄へと移転し、住民基本台帳を作成する (2) 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の提出又は届出に基づく住民票の記載、消滅又は記載の修正 (3) 住民からの申請等により、住民票の写しを交付する(住基法第11条の2) (4) 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県に対する通知 (5) 地方公共団体情報システム機構(以下、機構)から住民基本台帳情報の提供 (6) 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (7) 転出者に転出証明書を交付する(住基法第22条第1項) (8) 本人確認情報等を住民ネットワークに通知する(住基法第30条の3) (9) 住民票情報提供通知を住民ネットワークから受理し、転入処理を行う(住基法第24条の2第3項) (10) 住民に関する事務の処理の基礎となるため、住民票に関する情報を他業務へ移転する(住基法第1条) (11) 情報提供ネットワークシステムに住居票開示情報を提供する(番号法第22条) (12) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付を行う(番号法第17条) (13) 個人番号カード等を用いた本人確認	(1) 住民からの申請に基づき、住民票を管轄へと移転し、住民基本台帳を作成する (2) 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の提出又は届出に基づく住民票の記載、消滅又は記載の修正 (3) 住民からの申請等により、住民票の写しを交付する(住基法第12条) (4) 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県に対する通知 (5) 地方公共団体情報システム機構(以下、機構)から住民基本台帳情報の提供 (6) 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (7) 転出者に転出証明書を交付する(住基法第22条第1項) (8) 本人確認情報等を住民ネットワークに通知する(住基法第30条の3) (9) 住民票情報提供通知を住民ネットワークから受理し、転入処理を行う(住基法第24条の2第3項) (10) 住民に関する事務の処理の基礎となるため、住民票に関する情報を他業務へ移転する(住基法第1条) (11) 情報提供ネットワークシステムに住居票開示情報を提供する(番号法第22条) (12) 個人番号の通知及び個人番号カードの交付を行う(番号法第17条) (13) 個人番号カード等を用いた本人確認	事後	法改正に伴う変更
令和2年12月1日	1 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	既存住居基本台帳システム CS3ネットワーク 市町村CS 団体連絡各署名システム 中間サーバー 証明交付システム 窓口業務支援システム	既存住居基本台帳システム CS3ネットワーク 市町村CS 団体連絡各署名システム 中間サーバー 証明交付システム 申請管理システム	事後	その他の項目の変更
令和2年12月1日	1 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 応法令上の関係	番号法第19条第8号(特定個人情報提供の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の提供)第三項(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「住民票開示情報」が含まれる場合) 1. 2. 3. 5. 7. 11. 13. 20. 28. 37. 39. 48. 53. 57. 58. 59. 65. 66. 69. 7 3. 75. 76. 81. 83. 84. 86. 87. 91. 9 2. 96. 108. 109. 110. 112. 117. 11 8. 124. 129. 130. 132. 137. 139. 14 1. 142. 144. 149. 150. 151. 152. 15 5. 156. 158. 160. 163. 164. 165. 16 6の項 (別表第二における情報提供の提供) ない(住居基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報開示は行わない)	番号法第19条第8号(特定個人情報提供の提供)及び別表第二(別表第二における情報提供の提供)第三項(情報提供者が「市町村長」の項のうち、第四種(特定個人情報)に「住民票開示情報」が含まれる場合) 1. 2. 3. 5. 7. 11. 13. 20. 28. 37. 39. 48. 53. 57. 58. 59. 65. 66. 69. 7 3. 75. 76. 81. 83. 84. 86. 87. 91. 9 2. 96. 108. 109. 110. 112. 117. 11 8. 124. 129. 130. 132. 137. 139. 14 1. 142. 144. 149. 150. 151. 152. 15 5. 156. 158. 160. 163. 164. 165. 16 6の項	事後	法改正に伴う変更